

- ◆ 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（学費と仕送り額150万円が目安）
- ◆ 原則として自宅外で生活をしていること  
（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象とする）
- ◆ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ◆ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
- ◆ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比50%以上減少）したこと
- ◆ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと
  - ・ 第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者若しくは今後利用を予定している者
  - ・ 要件を満たさないため第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者